

# 平成31年度（2019年度）熊本県立大学敷地内及び小峯グラウンド敷地内樹木剪定等業務委託仕様書

## 第1 一般事項

- 1 本業務は、熊本県立大学敷地内及び小峯グラウンド敷地内の樹木の剪定及び伐採を対象とする。
- 2 この仕様書は、業務の基本事項を示すものであり、状況に応じ軽微なもの、又は、設計書に記載されていない事項であっても管理上必要なものについては、発注者の指示に従い、異議なく実施するものとする。
- 3 本仕様書のほか、熊本県土木部「土木工事共通仕様書」を準用すること。
- 4 受託者は、契約締結後、着手届、現場責任者通知書及び作業工程表その他必要書類一式を提出し、発注者の確認後に作業を実施するものとするが、来学者及び大学職員等に支障をきたさないよう、発注者と随時打ち合わせのうえ施行すること。
- 5 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。

## 第2 樹木剪定及び伐採

### 1 剪定及び伐採回数及び対象

別紙「熊本県立大学樹木調査 図面位置図」、「小峯グラウンド樹木調査 図面位置図」を参照のこと。（剪定又は伐採対象樹木は同図面位置図の各区域詳細に記載する一覧表を参照。）

### 2 注意事項

- ア 剪定（強剪定を含む）は、第2-1の各図面位置図の区域詳細に記載する一覧表の作業方法欄及び備考欄に掲示する仕様により実施すること。その上で、樹形のバランスを考慮し、不用の枝は付け根から切り取る。また、剪定後の切り口には必要に応じて薬剤を塗布し、枯れ枝、破損枝も切除すること。
- イ 刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意して実施すること。
- ウ 形状に応じて、美観を維持するように成長度や樹種の特性に配慮し、必要に応じて樹木医及び街路樹剪定士指導員の意見を考慮すること。
- エ 敷地外へはみ出している部分や電線に接触している部分は危険であるため、全て枝落としを行うこと。また、その際は転倒落下等の被害防止に万全を期すこと。
- オ 刈り取った枝葉は、速やかに処理し、特に枝葉が残らないように周辺の清掃を完全に行うこと。
- カ 小峯グラウンドの剪定等については、区域1～3、6に園内利用者の安全及び道路歩行者等の安全のため、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- キ 小峯グラウンド内の遊歩道を損傷することなく剪定等を行うこと。

## 第3 現場管理

- 1 剪定作業等で発生した枝葉、残材、ゴミ等は、通行の支障とならないよう留意し、作業完了後は速やかに処分するものとする。処理施設への搬入時の伝票コピーは、残材処分集計表と共に提出すること。
- 2 受託者は、労働安全衛生法等の関係法令の遵守はもちろんのこと、常に作業の安全に注意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。  
作業実施中に事故等が発生した場合は、応急措置を講じ、遅延なくその状況を発注者に報告するとともに、受託者の責任において処理するものとする。
- 3 受託者は、剪定等作業時に必要となる道路管理者等への事前連絡や架空線周辺での作業における関係機関（九州電力・NTT）への協議など、必要な手続等の対応をとらなければならない。なお、手続きに要する費用は受託者の負担とする。
- 4 受託者は、隣地住民に個別訪問（チラシ配布等）を行い、事前の周知徹底を図ることとし苦情等を未然に防止すること。また、道路利用者に対して予告看板等を設置すること。作業

実施にあたって近隣住民からの苦情又は意見があったときは、丁寧に対応し、遅延なく発注者に報告しなければならない。

- 5 受託者は、業務完了後に、作業箇所毎における施工前、施工中及び施工後の記録写真（カラー撮影）を添付した業務完了報告書を提出すること。

#### 第4 その他

- 1 この仕様書等に定めのない事項及び現地作業について、疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、指示を受けなければならない。